

第 68 回 吹田市個人情報保護審議会

日 時 令和 3 年 8 月 16 日 (月) 開会 10 時 00 分 閉会 11 時 10 分

場 所 吹田市役所 高層棟 4 階 特別会議室 (一部オンライン)

案 件

1 諮問案件

(1) 電子決裁機能を有する文書管理システムの構築に係る個人情報の保護について

【総務部 法制室】

2 その他

出席委員

(副会長) 河野 和宏

塩路 裕子 瀧澤 廣成 中西 清美 平山 雄一 廣瀬 恵美子

宮前 正利 宮本 修

欠席委員

(会長) 畠田 健治 坂元 耕兵 豊永 泰雄

出席市職員

<実施機関 (説明者)>

案件 (1): 法制室 (参事) 由利 宏樹 (主幹) 佐藤 浩一 (主査) 武田 賢治

<事務局>

市民部 (部長) 高田 徳也

市民総務室 (室長) 中川 久一 (参事) 川本 義一 (主幹) 井手本 治夫

傍聴者 無し

1 諮問内容

(1) 対象業務

公文書の作成を伴う全ての業務

(2) 概要

ア 目的

決裁の電子化及び公文書管理の電子化

イ 効果

(ア) 電子決裁

意思決定の迅速化

(イ) 文書管理の電子化

- ・ 文書の所在把握及び履歴管理の容易化
- ・ 文書保存スペースの削減
- ・ 文書引継ぎ及び廃棄業務の合理化

(3) 諮問理由

電子決裁機能を有する文書管理システムの導入に伴う庁内文書の電子化により、起案文書等の紙文書に記載されていた個人情報も電子化され、システムによって管理されることになる。このことが、第12条の電子計算機処理の制限及び第13条の実施機関以外のものとの電子計算機の結合の制限に該当するため。

2 議事要旨（委員からの質問）

～実施機関は先の審議会における委員からの意見を受け、新たに用意した補足説明資料に

基づき説明～

委員： 文書管理システムに取り込まれたデータは、暗号化されるのか。

実施機関： 事業者ヒアリングしたところ、事業者によって仕組みが異なります。ある事業者のシステムでは、文書データは、Oracleのデータベース内に直接バイナリ形式で保存され、添付ファイル（word、excel等）もそのままの拡張子でサーバーのフォルダに格納するのではなく、Oracleのバイナリ格納領域に格納されます。このデータは特殊な仕組みが必要なため文書管理システムを介さずにデータを読むことはできないとのことでした。

また、別の事業者のシステムでは、暗号化せず、添付ファイルはそのままの拡張子でサーバーに保存されるとのことですが、改ざん検知や操作ログの管理、不正アクセス防止などにより、セキュリティを十分に確保しているとのことでした。

委員： 地震等での被災やハードディスクなどの記憶装置の故障により、市庁舎内のサーバー室やデータセンターの文書管理システムの文書のデータが使用できなくなる可能性もある。そのような場合に復旧するためのバックアップデータの保管方法について、市庁舎内のサーバー上で構築した場合とクラウド上で構築した場合のそれぞれについて対応方法を教えてほしい。

実施機関： 現在のオンプレミス方式では、仮想化基盤のサーバーは市役所本庁舎内に設置されていますが、別に、耐震性が高く、自家用発電機も設置されている消防の施設に設置しているサーバーで1時間ごとにバックアップを取っています。本庁舎内のサーバーに万一のことがあった場合には、基盤のベンダーがバックアップファイルを取得し、基盤サーバーにデータを復旧させることができます。

また、クラウド方式では、1つの事業者にはアリングしたところ、データセンターについて、免震建物、自家用発電設備、2系統受電、UPS冗長（無停電電源装置を複数の機器を用意すること）、1階床高さの確保、新ガス消火設備等の災害リスク対策が取られています。さらに、サーバーについて、物理サーバー故障時にそのサーバー上で稼働していた仮想イメージを自動的に別の物理サーバーに移動して稼働させるフェイルオーバー機能、仮想環境のイメージファイルを丸ごとバックアップするスナップショットバックアップにより、重大なトラブルが発生した際の迅速なリカバリが可能など業務継続性の確保が図られています。

実際の調達の際には、どの事業者であっても、バックアップ体制が十分に確保されるよう求めていきたいと考えています。

委員： 新文書管理システムを導入することにより、テレワークで行うことができる業務の範囲が広がるとのことだが、テレワークはどういう方式によるのか。J-LIS（地方公共団体情報システム機構）が提供する自治体テレワークシステム for LGWAN などを使用するのか。

実施機関： 本市では、現在、試験的に自治体テレワークシステム for LGWAN を導入していません。

委員： テレワークシステム自体は、条例第13条の実施機関以外のものとの電子計算機の結合の制限に該当しないのか。

事務局： 試験的な導入のため、条例第12条の新たな電子計算機処理の制限には該当しません。条例第13条については、民間企業や国などの機関とつながるわけではなく、実施機関と実施機関の職員がつながることになるので、外部結合とは判断していないと聞いています。

委員： 条例第13条の該当性について、整理して事務局からまた報告してほしい。

事務局： 承知しました。

委員： 文書処理カードには、収受処理をした担当者名が出ていないが、誰が収受したか分かるようにしておいた方がいいのではないか。

実施機関： 現行システムでは、印刷した文書処理カードに担当者名は出ませんが、端末画面には担当者名が表示され、確認することができます。新システムでも同様になると考えています。

委員： 文書の収受処理は臨時雇用員も行うのか。

実施機関： 現在は、臨時雇用員や非常勤職員の制度が変わり、会計年度任用職員という任用形態になっています。室課によりますが、会計年度任用職員も文書の収受処理をすることはあります。

委員： 取り扱う可能性がある個人情報については、条例第 9 条に規定されている個人情報取扱事務開始届に記載がある個人情報の記録項目を例示しているとのことだが、資料 2 - 1 ①にある他市からの照会文書に記載されている照会元自治体の担当者名も開始届に登録しているのか。

実施機関： 担当者名は登録していません。

委員： 自治体の担当者名は個人情報に当たらないのか。

事務局： 本市情報公開条例においては、公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る情報を、非公開とする個人情報から除外することを定めています。

委員： 個人情報を含む起案例が示されたが、要配慮個人情報はこれまでは紙でしか取り扱われていないのか。

実施機関： 現行システムでは、起案表面と裏面について入力することとなり、起案裏面に要配慮個人情報を記載することがあります。起案に添付する資料については、ワードやエクセル等で作成したものを紙に出力し、起案に添付することになります。これらのデータは、いずれも LGWAN の範囲内にあります。

委員： 現状でも LGWAN 環境下に起案文書に記載されている個人情報が置かれているということか。

実施機関： お見込みのとおりです。

委員： 現行システムにおいて、個人情報が漏えいしたことはあるか。

実施機関： 過去にそうしたことはありませんでした。

委員： 民間企業ではマル秘文書と銘打たれたものがあるが、市でもあるのか。

実施機関： マル秘と明記されたような文書はありませんが、機密性の高い文書は存在します。機密性の高い文書の場合、決裁時や保管時に無関係の職員の目に触れることがないよう気を付けています。

委員： 起案者が課長となる場合はあるのか。

実施機関： そういうケースもあります。

委員： 機密性が高い文書に対する閲覧制限というのはどういうことか。

実施機関： 新文書管理システムにおいて、通常の文書は同一室課内の職員は閲覧可能ですが、文書毎に閲覧権限を決裁や合議を行う職員のみ限定することができるというものです。

委員： デジタル庁が発足するが、今回導入する新システムはデジタル庁の方針に抵触することはないのか。

実施機関： 国からは主に窓口業務に係る事務について、システムの標準化の方針が示されていますが、内部管理事務である文書管理システムについては現時点では標準化などは示されていません。

3 委員間協議・裁決

全員一致で同意する。